

第4章

公安の維持と災害対策



1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派等

「アル・カーイダ」の影響とホームグロウン・テロリスト

2001年（平成13年）9月11日の米国における同時多発テロ事件以降、各国政府がテロ対策を強化しているにもかかわらず、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にある。特に、「アル・カーイダ」は米国に対するジハード（聖戦）の象徴的存在として、世界のイスラム過激派を惹き付けている。

「アル・カーイダ」は、イラク及びアフガニスタンをテロの主戦場として位置付けるとともに、米国のみならず、米国と共にイラクに対して実際に武力行使した英国、両国の武力行使を支持した国々や親米アラブ諸国等をも非難し、これらの国々に対するジハードを呼び掛けている。さらに、パレスチナ、スーダン等におけるイスラム勢力の関係する紛争、預言者ムハンマドの風刺画事案^(注1)やローマ法王によるムハンマドの侮辱ともされた発言^(注2)等によりイスラム教徒の欧米等に対する反感が高まった機会をとらえて、ジハードを煽るメッセージを世界に発信し続けている。これらの影響を受け、「アル・カーイダ」の中核（指導部）と直接の関係を有しない各種テロ組織が、テロの敢行を企図する傾向が世界各地で見られる。

また、非イスラム教諸国で生まれ又は育ちながら、何らかの影響を受けて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする諸国の権益をねらってテロを敢行する、いわゆるホームグロウン・テロリスト（国内育ちのテロリスト）の危険性が各国で認識されている。ホームグロウン・テロリストによって引き起こされたテロ事件の例として、2005年（17年）7月の英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件が挙げられる。

主な国際テロ事件

2006年（18年）中には、治安回復が進まないイラクでテロが相次いだほか、インドのムンバイでは大規模な同時多発列車爆破テロにより186人が死亡した。また、英国では航空機の同時多発爆破テロ計画が実行直前に検挙されるなど、表4-1のとおり、世界各地で国際テロ事件が多発している。



インド・ムンバイにおける
同時多発列車爆破テロ事件（時事）

表4-1 2006年（18年）に発生した主な国際テロ事件

発生年月日	事件名
2006年 2月24日	サウジアラビア・アブカイクにおける石油関連施設襲撃事件
3月2日	パキスタン・カラチにおける米国外交官に対する爆弾テロ事件
4月24日	エジプト・シナイ半島南部ダハブにおける同時多発爆弾テロ事件
7月11日	インド・ムンバイにおける同時多発列車爆破テロ事件
8月10日	英国における航空機同時多発爆破テロ計画事件
9月8日	インド・マレガオンにおける同時多発爆弾テロ事件
9月12日	シリア・ダマスカスにおける米国大使館襲撃事件

注1：2005年（17年）9月、デンマークの日報がイスラム教の預言者ムハンマドの風刺画を掲載したことに対し、イスラム教徒が、預言者に対する冒とくであるなどとして反発した事案

注2：2006年（18年）9月、ローマ法王ベネディクトゥス16世は、ドイツの大学で行った講義において、14世紀の東ローマ帝国皇帝の預言者ムハンマドに関する言葉を引用した上で、「暴力は神の本性と相いれない」と言及した。これに対し、イスラム教徒は、ジハードを批判する発言であると反発した。

(2) 我が国に対するテロの脅威

我が国は「アル・カーイダ」からテロの標的として名指しされ、過去に「アル・カーイダ」の関係者が不法に入出国していたことが確認されるなどしており、我が国は、国内における大規模・無差別テロ、海外における我が国の権益や邦人に対するテロの深刻な脅威に直面している。

図4-1 我が国に対するテロの脅威



(3) 日本赤軍と「よど号」グループ

日本赤軍

1995年（平成7年）以降、世界各地で構成員が相次いで検挙され、12年11月には、最高幹部の重信房子が逮捕された。18年2月、重信は、ハーグ事件^(注1)等により東京地方裁判所で懲役20年の判決を受けたが、同年3月、弁護側、検察側双方が東京高等裁判所に控訴した。

13年4月、重信は、獄中から日本赤軍の解散を宣言し、日本赤軍もこれを追認した。しかし、この解散宣言では、テルアビブ・ロッド空港事件^(注2)を依然として評価しており、同年12月には日本赤軍の継承組織も活動を開始するなど、テロ組織としての危険性に変化はない。

警察は、現在も、国内外の関係機関との連携を強化し、逃亡中の7人の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取り組みを推進している。

「よど号」グループ

1970年（昭和45年）3月31日、田宮高磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。警察は、これまでに、ハイジャックに関与した被疑者のうち田中義三（平成19年1月死亡）外1人を逮捕した。逮捕されていない7人のうち2人が死亡しているが、5人の被疑者は現在も北朝鮮にとどまっているとみられている^(注3)。

また、1983年（昭和58年）に有本恵子さんが欧州で誘拐された事件について、「よど号」グループと北朝鮮による犯行の疑いがあると判断されたことから、警察は、平成14年9月、「よど号」犯人の魚本（旧姓・安部）公博の逮捕状を得て、同年10月、国際手配を行った。

なお、「よど号」犯人の妻らについては、これまでに帰国した5人を逮捕し、いずれも有罪が確定している。また、その子女については、19年5月までに19人が帰国している。

警察は、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



注1：1974年（昭和49年）9月、奥平純三ら3人が、オランダ・ハーグ所在のフランス大使館を占拠し、大使ら11人を人質として監禁した事件

2：1972年（47年）5月30日、イスラエル・テルアビブのロッド空港（現ベングリオン国際空港）で岡本公三ら3人によって引き起こされた乱射事件。この乱射で24人が死亡、76人が重軽傷を負った。

3：北朝鮮にとどまっている5人のうち1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

(4) 北朝鮮

北朝鮮による拉致容疑事案

ア 拉致容疑事案の捜査状況等

警察では、これまでに北朝鮮による拉致容疑事案と判断してきた事案以外にも、拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査や調査を進めており、平成18年11月には、昭和52年10月に鳥取県米子市内で女性が失踪した事案を、平成19年4月には、昭和49年6月に福井県小浜市の海岸から、姉弟が北朝鮮に連れ出された事案を新たに拉致容疑事案と判断し、その旨を公表した。平成19年6月現在、警察が北朝鮮による拉致容疑事案と判断しているものは、表4-2のとおりとなっている。

表4-2 北朝鮮による拉致容疑事案（13件19人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和49年6月中旬	福井県小浜市	コキョニミ 敬美さん(7) コガン 剛さん(3)	姉弟拉致容疑事案
2	昭和52年9月	石川県鳳至郡（現 鳳珠郡）	男性1人(52)	宇出津事件
3	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん(29)	女性拉致容疑事案
4	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん(13)	少女拉致容疑事案
5	昭和53年6月ごろ	兵庫県神戸市	田中実さん(28)	元飲食店店員拉致容疑事案
6	昭和53年6月ごろ	不明	田口八重子さん(22)	李恩恵拉致容疑事案
7	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん(23) 本富貴恵さん（現：地村）(23)	アベック拉致容疑事案（福井）（注1）
8	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん(20) 奥土祐木子さん（現：蓮池）(22)	アベック拉致容疑事案（新潟）（注2）
9	昭和53年8月	鹿児島県日置郡（現 日置市）	市川修一さん(23) 増元のみ子さん(24)	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
10	昭和53年8月	新潟県佐渡郡（現 佐渡市）	曾我ひとみさん(19) 曾我ミヨシさん(46)	母娘拉致容疑事案（注3）
11	昭和55年5月ごろ	欧州	石岡亨さん(22) 松木薫さん(26)	欧州における日本人男性拉致容疑事案
12	昭和55年6月中旬	宮崎県宮崎市	原勲晃さん(43)	辛光洙事件
13	昭和58年7月ごろ	欧州	有本恵子さん(23)	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、本（現：地村）富貴恵さん、蓮池薫さん、奥土（現：蓮池）祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、14年10月、24年ぶりに帰国した。

警察では、18年、福井県におけるアベック拉致容疑事案の実行犯として北朝鮮工作員の辛光洙を、新潟県におけるアベック拉致容疑事案の実行犯として北朝鮮工作員の通称チェ・スン Chol を、母娘拉致容疑事案の実行犯として北朝鮮工作員の通称キム・ミョンスクを特定し、それぞれ逮捕状の発付を得るとともに、国際手配を行った。また、辛光洙事件に関して、新たに、原勲晃さん拉致の実行犯として北朝鮮工作員の辛光洙及び金吉旭の逮捕状の発付を得るとともに、国際手配を行った。さらに、19年2月、新潟県におけるアベック拉致容疑事案の実行犯である通称チェ・スン Chol の共犯者として、当時の朝鮮労働党対外情報調査部指導員の自称韓明一こと通称ハン・クムニョン及び通称キム・ナムジンを、同年4月、姉弟拉致容疑事案の主犯として洪寿恵こと木下陽子を特定し、それぞれ逮捕状の発付を得るとともに、国際手配を行った。同年6月には、欧州における日本人男性拉致容疑事案の実行犯として「よど号」犯人の妻である森順子及び若林（旧姓・黒田）佐喜子を特定し、逮捕状の発付を得るなど、警察の総合力を発揮して捜査等を推進している。

警察庁では、18年4月、北朝鮮による拉致容疑事案の捜査等について、各都道府県警察に対する指導及び関係機関・団体との調整を目的として拉致問題対策室を設置し、拉致容疑事案の全容解明に向けた体制を強化している。また、9月、全閣僚から構成される拉致問題対策本部が新たに内閣に設置され、政府一体となって拉致問題に関する総合的な対策を推進することとされたことから、同本部での議論に積極的に参画している。

イ 日朝包括並行協議及びその後の動向

2006年（18年）2月4日から8日にかけて、北京で日朝包括並行協議^{（注1）}が開催された。この協議において、我が国は、生存する拉致被害者の早期帰国、真相究明及び容疑者の引渡しを改めて強く求めたが、北朝鮮から拉致被害者に関する新たな情報の提供はなく、具体的な進展はみられなかった。

また、我が国との直接会談の場である2007年（19年）の六者会合や日朝国交正常化のための作業部会^{（注2）}においても、問題解決に向けた前向きな姿勢は示されなかった。

このような北朝鮮の姿勢に対し、我が国は、「拉致問題の解決なくして国交正常化はない」という基本方針の下、拉致問題を含む日朝関係の進展のために、北朝鮮の前向きな対応を引き続き求めていくこととしている。

北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙しており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。このため、米務省では、キューバ、イラン、スーダン、シリアと共に、1988年（昭和63年）から北朝鮮をテロ支援国家に指定している。

注1：拉致問題等の懸案事項に関する協議、核問題、ミサイル問題等の安全保障に関する協議及び国交正常化交渉の三つを並行して行うもの

注2：第5回六者会合第3セッションで採択された「共同声明の実施のための初期段階の措置」に基づき設置されたもの

図4-2 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案（事件）名	欧州における日本人女性拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案（福井） 辛光洙事件	辛光洙事件	母娘拉致容疑事案
被疑者	魚本（旧姓・安部）公博	キム セホ 金 世鎭	辛 光洙	金 吉旭	通称 キム・ミョンスク
国際手配年月	平成14年10月	平成15年1月	平成14年9月（原さんへの成替容疑） 平成16年3月（福井夫妻拉致容疑） 平成18年4月（原さん拉致容疑）	平成18年4月	平成16年11月
事案（事件）名	アベック拉致容疑事案（新潟）			姉弟拉致容疑事案	
被疑者	通称 チェ・スンチョル	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン	洪寿恵こと木下陽子	
国際手配年月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月	平成19年4月	



記者団の質問に答える
ソニルホ 宋日昊日朝国交正常化担当大使（時事）

図4-3 北朝鮮による主なテロ事件

韓国大統領邸（青瓦台）襲撃未遂事件

1968年（43年）1月、韓国軍人に偽装して同国に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ31人が、朴正熙韓国大統領等の暗殺を企図して、韓国大統領官邸（青瓦台）付近の路上で韓国当局と銃撃戦を行い、民間人等を死傷させたもの

ビルマ・ランゲーン事件

1983年（58年）10月、ビルマ（現ミャンマー）に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ3人が、同国を訪問中の全斗煥韓国大統領等の暗殺を企図し、訪問先であるアウンサン廟において爆弾テロを引き起こし、韓国外務部長官等を死傷させたもの

大韓航空機爆破事件

1987年（62年）11月、日本人名義の偽造旅券を所持した北朝鮮工作員の金勝一と金賢姫が、北朝鮮において指令を受け、バグダッド発ソウル行きの大韓航空機858便に時限爆弾を仕掛け、ビルマ南方アングマン海域上空で爆破させ、乗員乗客全員を死亡させたもの

2 国際テロ対策

(1) テロの未然防止対策の推進

情報収集と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。そこで、警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、情報の収集・分析を強化しているほか、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備を始めとした諸対策に活用している。

また、国際手配されていたフランス人の「アル・カーイダ」関係者が、他人名義の旅券を使用して不法に入出国を繰り返し、国内に潜伏していた事案等について、警察では、引き続き、徹底した捜査を推進している。

水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。政府は、国際組織犯罪等対策推進本部（当時）に置かれる空港・港湾における水際対策幹事会の決定に基づき、平成16年1月、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置して、関係機関が行う水際対策の強化の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官^{（注）}が置かれ、関係機関の連携の下で、テロリストの入国阻止や不審物の処理等、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備に係る改善等に成果を上げている。

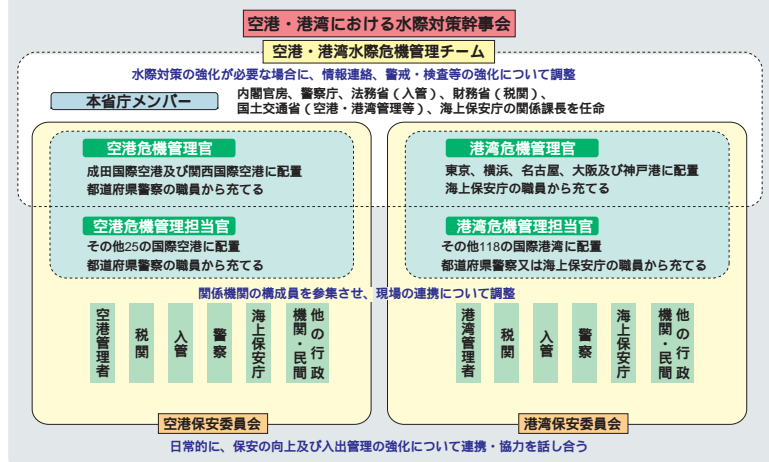
重要施設の警戒警備

警察では、近年の厳しい国際テロ情勢を踏まえ、首相官邸、空港、原子力発電所、米国関連施設等の警戒警備を強化している。2005年（17年）7月の英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件等が発生した際には、新幹線を始めとする鉄道の駅の警戒警備を強化し、2006年（18年）7月の北朝鮮による弾道ミサイル発射や10月の地下核実験実施発表を受けて、重要施設の警戒警備を強化するなど、情勢に対応した警戒警備を実施している。

テロの未然防止に関する法整備に向けた検討の推進

16年8月、警察庁は、厳しさを増す国際テロ情勢を踏まえ、テロの未然防止と発生時の対処について、当面講ずべき諸対策を「テロ対策推進要綱」として取りまとめた。また、同年12月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「テロの未然防

図4-4 空港・港湾における水際対策・危機管理体制の強化



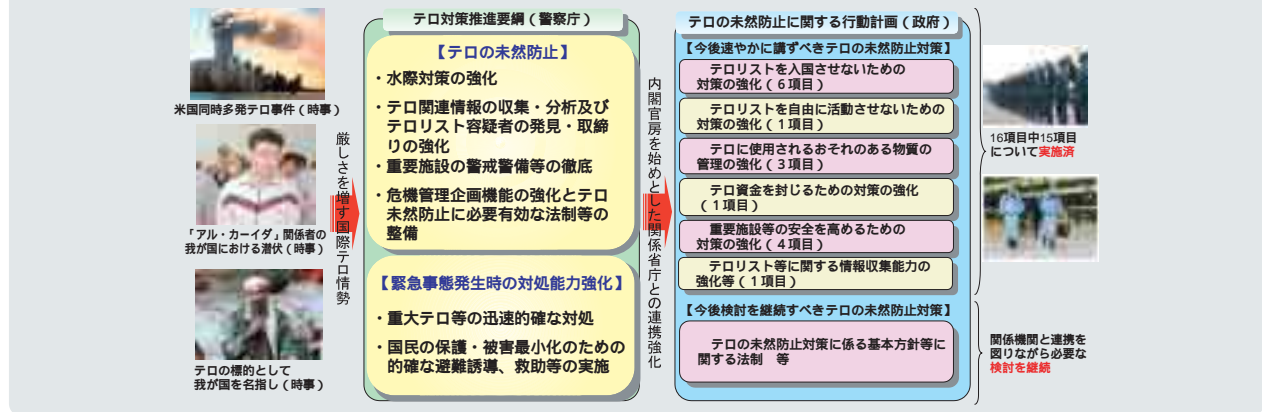
空港施設における警戒

注：空港危機管理（担当）官及び一部の港湾危機管理担当官に都道府県警察の警察官を充てている。

止に関する行動計画」が策定され、我が国がテロ対策の「ループホール（抜け穴）」とならないよう、「今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」16項目が盛り込まれた。19年6月現在、空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化等、15項目が実施されているところである。

なお、テロ対策の要諦は未然防止にあり、その重要性に対する国民の認識・理解を深め、その対策の推進に資するため、テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制を整備することが必要である。警察庁は、関係機関と連携を図りながら、諸外国の法制の研究を行うなど法制の整備に必要な検討を行っている。

図4-5 テロの未然防止に関する法整備に向けた検討の推進

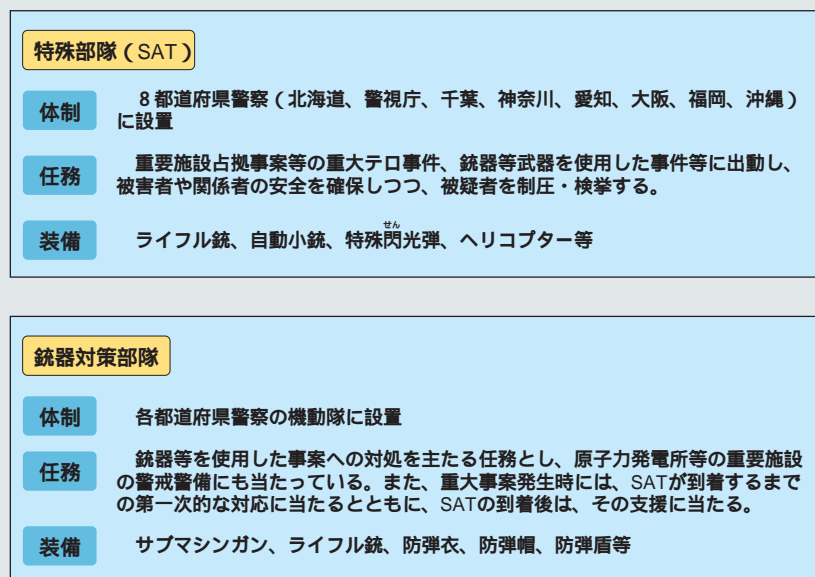


（2）テロへの対処態勢の強化

テロ対処部隊の充実強化

警察では、テロが万が一発生した場合に備え、特殊部隊（SAT）や銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊といった各種部隊を設置し、その充実強化を図っている。また、有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関とも連携して、日々訓練を実施している。

図4-6 テロ対処部隊の概要



特殊部隊（SAT）の訓練



銃器対策部隊の訓練

NBCテロ対応専門部隊

- 体制** 9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島、福岡）に設置
- 任務** NBCテロが発生した場合に、迅速に現場に臨場して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たる。
- 装備** NBCテロ対策車、化学防護服、生化学防護服、生物・化学剤検知器等



NBCテロ対応専門部隊の訓練

スカイ・マーシャルの運用

2001年（平成13年）9月の米国における同時多発テロ事件以降、航空機がハイジャックされて自爆テロに用いられないようにするため、諸外国では、地上における航空保安対策の強化に加え、警察官等が航空機に警乗するスカイ・マーシャル制度の導入が進んでいる。

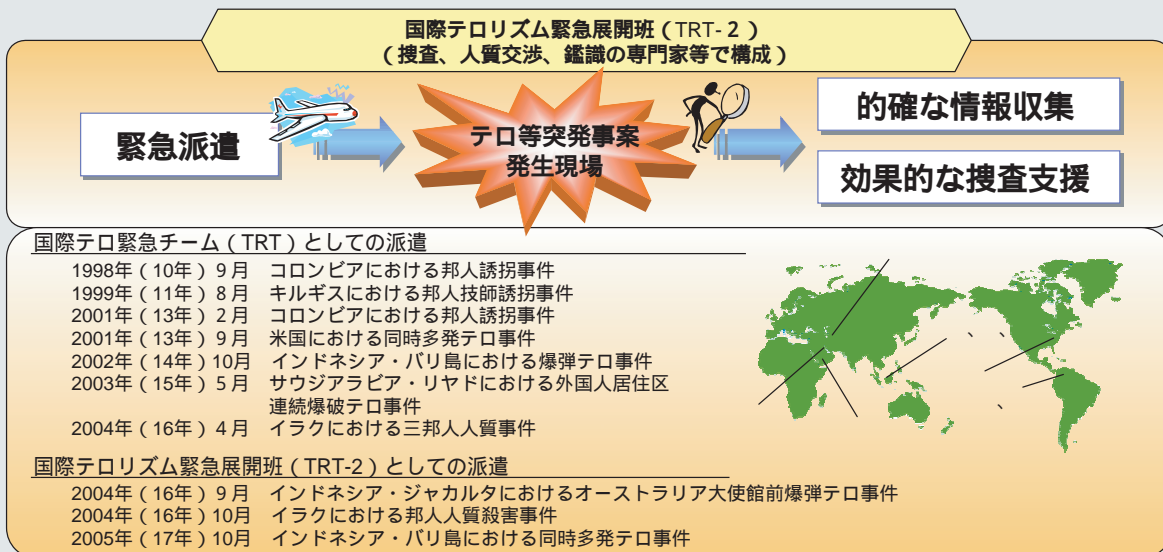
警察では、国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携して、16年12月からスカイ・マーシャルを運用しており、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努めている。

国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の派遣

警察庁では、1996年（8年）の在ペルー日本国大使公邸占拠事件の教訓を踏まえ、国際テロ緊急展開チーム（TRT）^{（注1）}を設置し、国外で邦人や我が国の権益に関係する重大テロ事件が発生した際に、このチームを派遣し、現地治安機関と緊密に連携しつつ、情報収集や人質交渉等の捜査活動支援を行ってきた。

2002年（14年）10月のインドネシア・バリ島における爆弾テロ事件では、同国の治安機関からの支援要請に基づき、DNA型鑑定の特任家をTRTの一員として現地に派遣した。こうした支援要請には様々なものがあることから、16年8月、従来のTRTを発展的に改組し、現地治安機関に対してより広範囲の支援活動を行う能力をもつ国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）^{（注2）}を発足させた。

図4-7 TRT-2



注1：Terrorism Response Team

注2：Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas

関係省庁との協力

警察では、平素から防衛省・自衛隊と連携し緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備えた対処態勢の強化を図っている。12年以降、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で協定等を締結して武装工作員等事案を想定した治安出動に係る共同図上訓練を実施し、その成果等を踏まえ、17年10月には北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊との間で、18年10月には香川、徳島、愛媛及び高知県警察と陸上自衛隊第14旅団との間で、11月には福岡県警察と陸上自衛隊第4師団との間で、共同実動訓練を実施した。



香川、徳島、愛媛及び高知県警察と陸上自衛隊第14旅団との共同実動訓練

今後も各地でこれらの訓練を重ね、防衛省・自衛隊との緊密な連携の強化を図っていくこととしている。

このほか、海上保安庁とも、米国における同時多発テロ事件以降、連携して原子力発電所の警戒警備に当たっている。

テロリスト等の資産凍結に係る貢献

我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1373号等で求められているテロリスト等の資産凍結にも積極的に取り組んでおり、警察庁も、テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議に参加し、機動的な資産凍結実施に貢献している。19年6月現在、我が国では、521のテロに関連する個人及び団体を資産凍結対象としている。

海外における邦人の安全対策

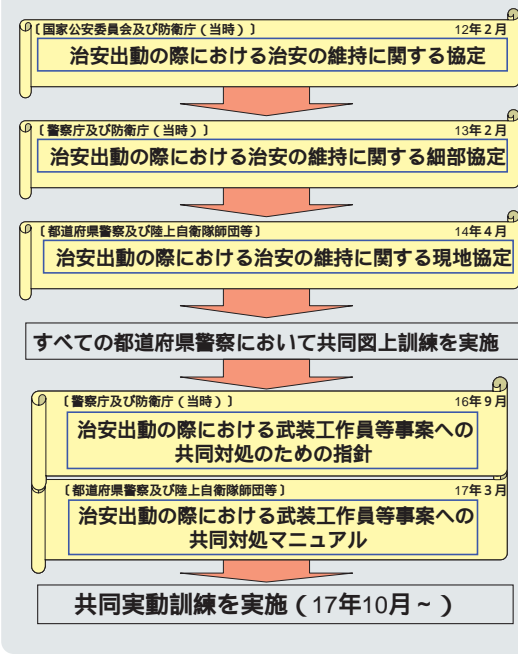
世界各地でテロが多発する中、邦人が海外でテロの標的とされ又はテロに巻き込まれる危険性が高まっており、実際に日本権益を標的としたテロ、邦人に対する誘拐、襲撃事件等が発生している。

警察庁では、平素から専門知識を持つ職員を海外に派遣し、外国治安情報機関等との情報交換を行うなど積極的に情報収集活動を行い、国際テロ組織や国際テロリストの動向把握に努め、情報を随時関係機関等に提供するなど、海外における邦人の安全対策に貢献している。また、職員を海外安全対策会議^(注)にパネリストとして派遣し、国際テロ情勢や在外邦人が講ずべき安全対策等を教示している。



海外安全対策会議

図4-8 防衛省・自衛隊との連携



注：(財)公共政策調査会等が、平成5年以降、毎年1回、海外主要都市で在外邦人の安全対策のために開催する会議

3 武力攻撃事態等への対処

(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置等

警察は、武力攻撃事態^(注1)、武力攻撃予測事態^(注2)及び緊急対処事態^(注3)(以下「武力攻撃事態等」という。)において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置等(以下「国民保護措置等」という。)を実施することとしている。

こうした事態への対処については、平素からの備えが重要であることから、都道府県警察は、国民保護法に基づく都道府県や市町村の計画の作成・変更作業に積極的に参画している。

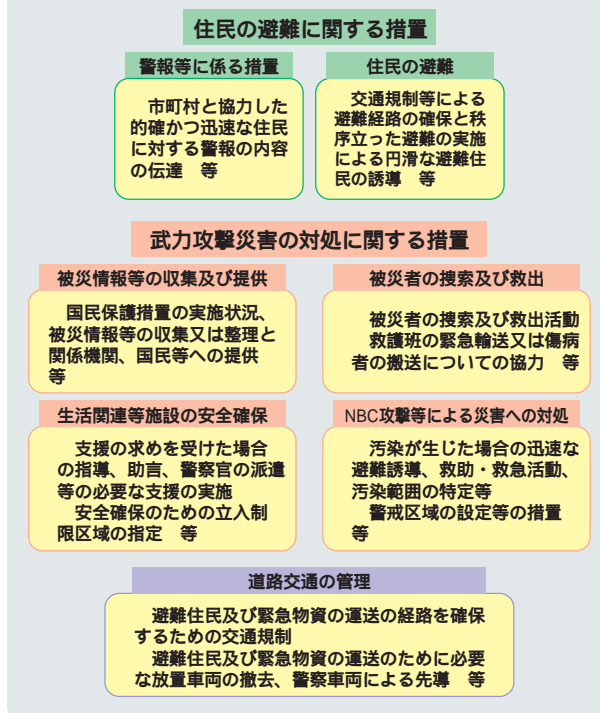
(2) 国民保護訓練への参加

警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等を迅速かつ確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる訓練(以下「国民保護訓練」という。)に積極的に参加している。

平成18年10月の福岡県国民保護共同図上訓練、同年11月の平成18年度鳥取県国民保護共同実動訓練を始めとした内閣官房や各都道府県等が主催する国民保護訓練に参加し、住民の避難、被災者の捜索・救出等の訓練を実施した。

警察は、こうした訓練への参加を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等における被災情報等の収集、住民の避難要領等について習熟するよう努めている。

図4-9 警察が行う主な国民保護措置



住民の避難・誘導



物質の検知

注1：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

注2：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

注3：武力攻撃に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する危険性が明白であると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なもの

4 対日有害活動の動向と対策

(1) 北朝鮮による対日諸工作

北朝鮮は、「過去の清算」を最優先させた早期の国交正常化の実現等を求めて、各種対日諸工作を展開している。

万景峰92号等の入港禁止措置等に対する非難

北朝鮮は、2006年（平成18年）7月、弾道ミサイルを発射し、同年10月には地下核実験の実施を発表したことから、我が国は、万景峰92号等の入港禁止措置等をとった。これに対し、北朝鮮は、「言語道断だ」とした上で、「日本は過去の清算を行っておらず、（日本の措置に対する北朝鮮の対応は）他の国が我が国に対して行う制裁への対応よりも厳しさを増す」と我が国を激しく恫喝した。

北朝鮮による拉致容疑事案に係る我が国の対応に対する非難

拉致容疑事案について、我が国は、国際会議等において関係各国に拉致問題に対する理解を求めるなど、解決に向けて取り組んだ。しかし、北朝鮮は、既に「解決済み」との姿勢を変化させることなく、「（拉致問題を）国際問題化しようとしている」などと、我が国の姿勢を激しく非難している。

朝鮮総連関係施設等への搜索等に対する非難

北朝鮮は、18年11月に警視庁が行った搜索等を始めとする朝鮮総連^{（注）} 搜索に対して抗議する関係者 関連施設等に対する一連の搜索等について、その目的が「総連を違法行為を行う団体であるかのようにそのイメージを曇らせることにより、結局は総連を抹殺しようとするところにある」などとして、激しい非難を繰り返している。

祝宴等への招待を通じた各界関係者への働き掛け

朝鮮総連は、我が国の各界関係者を北朝鮮の各種記念日の祝宴等に招待し、その中で、「日本当局が総連と在日同胞を規制・抑圧する一連の措置を即時解除し、過去の清算と国交正常化に誠実に臨むこと、日本の各界人士がこれからも民族教育を始めとする総連の活動に変わりない支持と協力を寄せてくれることを確信する」^{ソマンスル}（徐萬述議長）などと述べ、出席した我が国の関係者に対して北朝鮮及び朝鮮総連に対する理解を求めた。

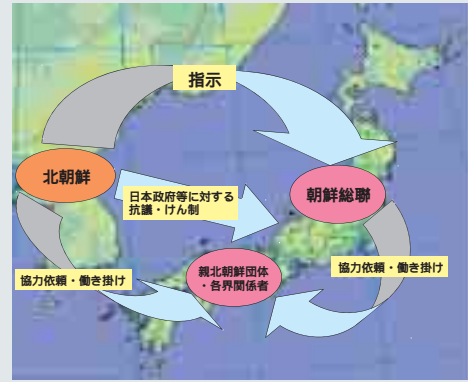
警察は、こうした諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、関連して行われる違法行為に対しては、厳正な取締りを行うこととしている。

事例

朝鮮総連傘下団体である在日本朝鮮兵庫県商工会幹部（44）は、同商工会の元職員（36）と共謀の上、16年2月ころから同年8月ころにかけて、税理士ではなく、法律に別段の定めがある場合ではないのに、同商工会会員の求めに応じ、税務書類を作成して税理士業務を行った。また、この幹部は、17年1月ころから18年12月ころにかけても、同様の税理士業務を行った。18年12月にこの元職員を、また、19年1月にこの幹部をそれぞれ税理士法違反（税理士業務の制限）で逮捕した（兵庫）。

注：正式名称を在日本朝鮮人総聯合会という。

図4-10 北朝鮮による対日諸工作



(2) 中国による対日諸工作

中国は、東シナ海における資源開発や軍事力の強化を進めるとともに、我が国からの先端科学技術移転を図るなどして、各種対日諸工作を展開している。

東シナ海における資源開発等

東シナ海における日中中間線付近の資源開発については、日中両国ともそれぞれ共同開発を提案しているが、その実現は厳しい情勢である。このような中、中国は中間線付近の一方向的な資源開発を行っており、2007年（平成19年）2月には、中国の海洋調査船が事前通報なしに尖閣諸島近くの日本の排他的経済水域（EEZ）に侵入していたことが確認されている。我が国は、中国に抗議を行っているが、中国は一方向的な資源開発を続けている。



中国の海洋調査船（提供：海上保安庁）

軍事力の強化等

中国の軍事予算は、19年連続で前年比10%以上の増加率を示しており、実際の軍事費は公表額の2倍から3倍に達しているとの指摘もなされている。また中国の宇宙開発は軍主導で進められており、2005年（17年）に打ち上げに成功した有人宇宙船「神舟6号」は、高精度カメラで自衛隊や在日米軍等の偵察を行っていたとの指摘もある。2007年（19年）1月には、弾道ミサイルを使った人工衛星の破壊実験に成功した。

我が国からの先端科学技術移転

中国は、更に高水準の科学立国を目指し、我が国からの先端科学技術移転を図るため、多数の学者、留学生、代表団等を派遣し、多面的かつ活発な情報収集活動を行っているものとみられている。

警察では、平素から中国による対日有害活動の実態を明らかにするための情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対しては、厳正な取締りを行うこととしている。

(3) ロシアによる対日諸工作

ロシアは、石油、天然ガス産業等の国内基幹産業に対する国家の関与を強め、数年来の好調な経済成長を堅持し、対外的にも周辺国家への影響力を回復しつつある。プーチン大統領は、2006年（平成18年）5月の教書演説で、ロシア経済の発展のためには先端科学技術の取得が不可欠である旨指摘するとともに、2007年度の国家予算において治安機関等の予算として、前年より多い約3兆円（歳出の12.2%）を計上している。

また、我が国では、在日ロシア通商代表部員等による諜報事件の検挙が続いており、ロシアによる違法行為が、冷戦終結後も一向に止まる気配がないことを示している。ロシアは、今後とも先端科学技術取得の手段の一つとして、ロシア情報機関員による各種情報収集活動を更に活発に展開させていく可能性がある。

警察では、こうした諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対しては、厳正な取締りを行うこととしている。

事例

ロシア情報機関員と認められるロシア通商代表部員（35）と日本人の元会社員（47）は、17年2月ごろ、共謀して、元会社員が以前勤務していた会社から、同社が所有し、管理する可変光減衰器（VOA）素子^{（注）}1個（評価額約10万円）を窃取した。18年8月、この両名を窃盗罪で検挙した（警視庁）。

注：VOAはVariable Optical Attenuatorの略。VOA素子は、光ファイバー内の光量レベルを一定にするための部品。光ファイバーと共に使用することにより、ミサイルの制御や誘導に転用できる。

(4) 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

大量破壊兵器関連物資等の拡散についての国際社会の関心

2006年(平成18年)2月、第3回アジア不拡散協議(ASTOP -)^{注1)}が東京で開催され、国際社会の重大関心事項として、北朝鮮による大量破壊兵器等の拡散及びイランの核開発問題が取り上げられた。

同年7月、ロシアで開催されたサンクトペテルブルク・サミットに際し、ブッシュ米国大統領とプーチン・ロシア大統領は、同地で会談し、テロリストによる核物質の取得の防止等を内容とする「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」を発表した。また、両首脳は、会談後に発表した共同声明の中で、北朝鮮による7月5日の弾道ミサイル発射に関し「深刻な懸念」を表明し、北朝鮮に対し、弾道ミサイル発射の凍結と六者会合への復帰を求めた。

不正輸出防止対策

大量破壊兵器の拡散が国際安全保障上の重大関心事項となっていることを踏まえ、警察は、拡散に対する安全保障構想(PSI)^{注2)}等、国際的な取組みにも積極的に参加している。また、日本からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締りを強化しており、18年中には、2件の不正輸出事件を検挙したほか、19年2月にも、静岡県内の自動二輪車等製造販売会社の事業部長ら3人を外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)違反(無許可輸出)で逮捕した。

事例1 東京都内の商社の元代表取締役(58)は、14年9月、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして輸出許可が必要な凍結乾燥機^{注3)}1台を、経済産業大臣の許可なく台湾経由で北朝鮮向けに輸出した。18年8月、外為法違反(無許可輸出)で逮捕した(山口、島根)。

事例2 神奈川県内の精密機器メーカーの代表取締役社長(67)ら5人は、13年10月及び11月、核開発等に転用可能であることから輸出規制されている三次元測定機^{注4)}2台を、経済産業大臣に対する許可申請の不要な機器であると偽って、シンガポール経由でマレーシア向けに輸出した。18年8月、外為法違反(無許可輸出)で逮捕した。このうち1台は、マレーシアから再輸出され、15年12月ころから国際原子力機関(IAEA)等により行われたリビアに対する査察の際、同国の核開発関連施設で発見された(警視庁)。

注1：アジア不拡散協議(ASTOP:Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation)は、ASEAN10か国、オーストラリア、韓国、米国及び我が国の14か国から、局長級の不拡散政策担当者が出席して開催されるアジアにおける不拡散問題に関する包括協議

2：Proliferation Security Initiativeの略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転(transfer)及び輸送(transport)の阻止のための措置を検討・実践する取組み

3：固体や液体を真空状態で凍結させてから水分を取り除き、乾燥させる装置。一般にインスタント食品の具材製造のほか、酵素、DNA、血清等の水分を蒸発させて、粉末状態にして保存することなどに用いられる。生物兵器等に転用可能な機器として、外為法において、その輸出が規制されている。

4：球面状を有する製品を立体的かつミクロン単位で測定することのできる装置。一般に部品や工作機械の寸法等を精密に測定することなどに用いられる。ウラン濃縮に必要な遠心分離機の製造や管理に転用可能な機器として、外為法において、その輸出が規制されている。

5 日本共産党等の動向

(1) 日本共産党の動向

不破議長の退任等

日本共産党は、平成18年1月、第24回党大会を開催した。この党大会で、不破哲三議長は、12年11月から就いていた議長職を退任したが、引退はせず、同党の最高指導機関である常任幹部会（18人で構成）にとどまって党運営に影響力を残した。後任の議長は選出されず、志位和夫委員長、市田忠義書記局長は留任した。

また、同党大会で明らかにされた日本共産党の党員数は40万4,299人と、16年の前回党大会時の公表数より506人増加したが、機関紙読者数は164万人と、前回党大会時の公表数より9万人減少した。同党大会において、「国政の最大争点となる憲法改定問題」に取り組む上でも、全国規模の選挙で「前進」するためにも、「強大な党」の建設が重要であるとする決議を行い、50万人党員の達成等を目標に党勢拡大に取り組んでいる。



日本共産党第24回大会（共同）

図4-11 日本共産党中央委員会の構成

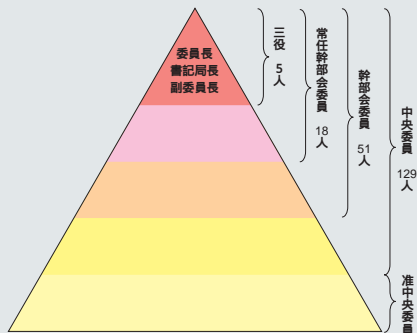
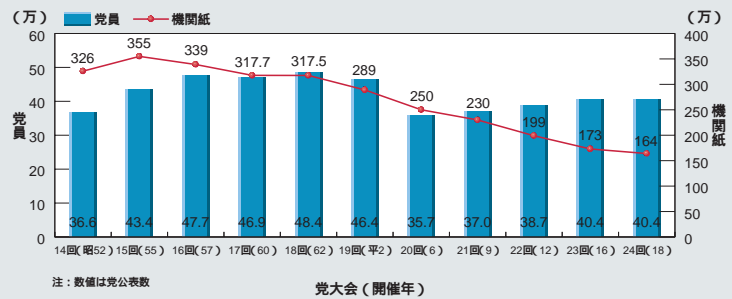


図4-12 党員・機関紙の増減（昭和52～平成18年）



国際活動

日本共産党は、17年12月と18年5月の2回、中国共産党と「マルクス主義」理論の研究強化をテーマに会談を行った。日本共産党は、10年6月に中国共産党との関係を32年ぶりに正常化した。その後、こうした理論会談を行ったのは、初めてである。また、19年1月には、ベトナム共産党との会談を7年ぶりに行った。このような共産党間の交流のほか、18年9月には、志位委員長が、同党の委員長として初めて韓国を訪問し、韓国政界等との関係構築を図った。

(2) 全国労働組合総連合の動向

日本共産党の指導及び援助により結成された全国労働組合総連合（全労連）は、平成18年7月の第22回定期大会において、「憲法闘争をこの2年間のすべての課題に優先する運動として展開する」などとする「06～07年度運動方針」と、「500万全労連」を基本目標に据えつつ、当面2010年までに「200万全労連」を実現する^(注)などとする「全労連組織拡大強化・中期計画」を決定した。

注：厚生労働省は、労働組合基礎調査結果（18年6月末現在）で、全労連の組合員数を93万2,000人と発表しているが、全労連は組合員数について126万2,000人と報告している。

6 大衆運動の動向

(1) 平和運動

在日米軍再編をめくり、沖縄県を中心に関係する都道県で反基地運動が展開された。日米両国による最終報告の合意を前にした平成18年3月5日、労働組合、大衆団体等は、沖縄県宜野湾市内において、米軍普天間飛行場のキャンプ・シュワブ沿岸部への移設に反対する抗議集会を行った（主催者発表約3万5,000人）。

また、憲法改正手続を定める国民投票法案や教育基本法改正案等をめくり、労働組合、大衆団体等は、「戦争する国家」づくり等ととらえ、5月27日、代々木公園に約5万人（主催者発表）を、11月12日、日比谷野外大音楽堂に約8,000人（主催者発表）を集め、抗議集会やデモを行った。



キャンプ・シュワブ沿岸部移設に反対する抗議集会（共同）

(2) 反原発運動

原子力発電所の使用済み核燃料からウランとプルトニウムとの混合酸化物（MOX）等を取り出す試運転が、平成18年3月31日、日本原燃株式会社の再処理工場（青森県六ヶ所村）で開始された。これに対し、同日、再処理工場の試運転に反対する反原発団体が、同工場正門前で抗議集会を開催した。また、玄海原発（佐賀県玄海町）及び伊方原発（愛媛県伊方町）におけるプルサーマル計画^(注)を関係地方公共団体が受け入れたことに対し、反原発団体は、9月17日に佐賀県唐津市において、10月22日に愛媛県伊方町において、それぞれ反対集会を開催した。



再処理工場の試運転に反対する抗議集会（共同）

(3) 海外から波及した過激な大衆運動

1999年（平成11年）の米国・シアトルにおける世界貿易機関（WTO）第3回閣僚会議以降、海外において、市場経済原理の世界的浸透が様々な社会問題を発生させるなどとして、経済関係の国際会議等において大規模な抗議集会やデモ等を行う反グローバリズム運動が活発化しているが、国内でも、13年12月以降、この運動に取り組む海外団体の関連組織が各地に結成され、国際会議等の開催に合わせて、現地等での抗議行動に取り組んでいる。

18年6月に都内で開催された世界経済フォーラム・東アジア会議2006をめぐることは、国内の反グローバリズム団体がこれに抗議するシンポジウムを開催したほか、別の団体が会場周辺で抗議行動を行った。

9月にシンガポールで開催された国際通貨基金（IMF）・世界銀行年次総会をめぐることは、シンガポール政府が屋外集会を禁止したため、反グローバリズム団体は、インドネシアで、IMF・世界銀行の金融政策・開発方針に異議を申し立てるなどとして、これに抗議する集会（国際民衆フォーラム）を開催し、国内の団体も参加した。

また、各国の環境保護団体等は、2006年（18年）中、9月20日を「ジャパン・ドルフィン・デー」と称し、同日に各国の日本の在外公館前等においてプラカードを掲げるなどして、日本のいるか漁に対する抗議行動を行った。

注：原子力発電所から出る使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、ウランとの混合酸化物（MOX）燃料に加工して、再び通常の原子力発電所で利用する計画

7 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

教団の危険性と「原点回帰」の教団運営

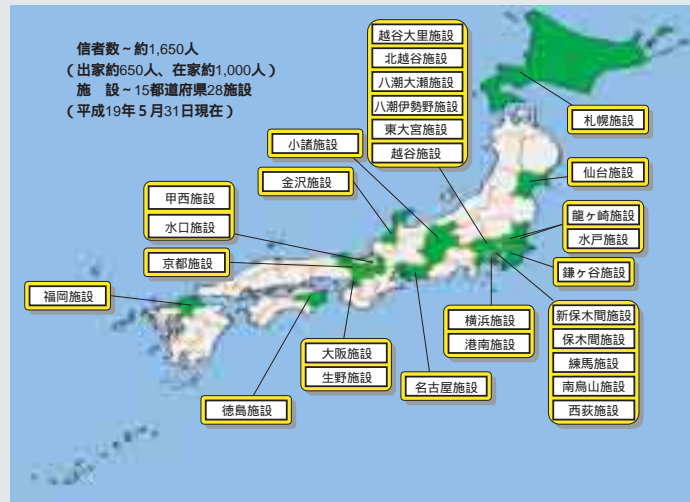
平成18年9月15日、最高裁判所は、麻原彰晃こと松本智津夫の弁護団が行った特別抗告を棄却する決定を行い、これにより松本の死刑が確定した。しかし、オウム真理教（以下「教団」という。）は、依然として松本を「尊師」として位置付け、絶対的帰依の対象としているほか、殺人を暗示的に勧める危険な教義を保持するなど、いまだに治安に対する危険性を具備している。

また、教団は、松本の説法を収録したビデオテープや書籍等の教材を信者に教学させるとともに、年3回の集中セミナーを始めとした各種の集中修行月間を設定するなど、「原点回帰」の教団運営が顕著である。



教団施設内の状況

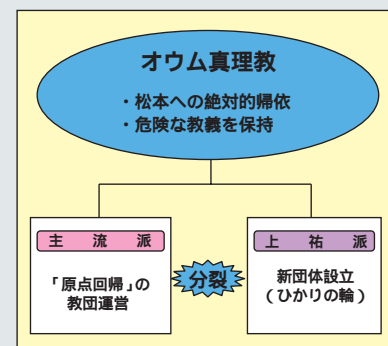
図4-13 オウム真理教の拠点施設等



教団の分裂

教団は、「原点回帰」の教団運営を進める主流派と、同方針に批判的な上祐派との間で対立を深め、18年7月から、施設の住み分けや会計分離が行われるなど、分裂は決定的と見られていた。このような中、19年3月7日、上祐及びこれを支持する複数の信者が教団を脱会して新たな団体を設立する旨を表明した。さらに、上祐派は、5月7日までに新団体「ひかりの輪」を設立して上祐が新団体の代表に就任した旨を表明した。

図4-14 教団の分裂状況



(2) オウム真理教対策の推進

特別手配被疑者の追跡捜査と組織的違法行為の厳正な取締り

乗客及び駅職員12人を殺害し、約5,300人を負傷させた地下鉄サリン事件の発生から12年が経過したが、警察庁指定特別手配被疑者である平田信、高橋克也及び菊地直子の3人は、依然として逃走中である。警察は、3人の発見及び検挙を最優先の課題として、広く国民の協力を求めつつ、全国警察を挙げた追跡捜査を推進している。



地下鉄サリン事件発生時(平成7年3月)の状況(共同)

また、警察の事件検挙により明らかになった事実等を基に、教団が依然として危険性を有していると判断されたことから、18年1月、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、教団に対する観察処分の期間更新が決定された。

警察としては引き続き、教団信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りを行っていくこととしている。



年齢は、18年11月30日現在

警察庁指定特別手配被疑者

教団の実態解明と施設周辺の警戒警備活動

警察は、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団施設周辺の住民や関係自治体による要望を踏まえ、住民の平穏な生活を守るため、施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。また、警察は、オウム真理教対策関係省庁連絡会議に参画し、関係省庁との連携を強化している。このほか、警察は、松本の死刑確定に際し、所要の警備対策を講じ、違法事案の未然防止を図った。



施設周辺での警戒警備の状況

8 右翼の動向と対策

(1) 右翼の動向

批判活動の展開

右翼は、平成18年中、北朝鮮による弾道ミサイル発射や地下核実験実施発表等に対する反発を強め、北朝鮮、朝鮮総聯、我が国政府等を批判した。

また、中国をめぐるのは、中国政府の要人が小泉首相（当時）の靖国神社参拝中止を要求したことなどをとらえ、韓国をめぐるのは、竹島問題等をとらえ、ロシアをめぐるのは、北方領土問題等をとらえ、それぞれ関係国、我が国政府等を批判した。

右翼が上記の批判活動に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、表4-3のとおりである。

このほか、右翼は、靖国神社をめぐる議論や皇室典範改正に関する議論をとらえて、政府等に対する批判活動も活発に行った。

右翼関係事件の傾向

18年中は、6件の「テロ、ゲリラ」事件が発生した。

表4-3 右翼による批判活動に伴う動員数（平成18年）

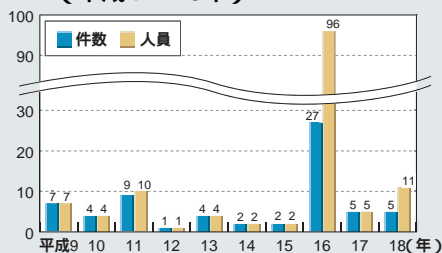
		動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
北朝鮮関連		約3,300	約1万	約3,300
中国関連		約860	約2,900	約660
韓国関連		約990	約3,300	約890
ロシア関連	北方領土の日（2月7日）	約210	約740	約250
	「反ロデー」（8月9日）	約260	約1,200	約370

注：数値は延べ数

表4-4 「テロ、ゲリラ」事件の概要等（平成18年）

発生日	発生都府県	事件の概要	逮捕者数
7月6日	東京	北朝鮮による弾道ミサイル発射に関して、外務省に抗議する目的で、同省正門前の鉄柵等に赤色ペンキ様の液体入り容器を投げ付けて汚損させた器物損壊等事件	1人
7月21日	東京	日本経済新聞の「富田メモ」報道に抗議する目的で、同新聞社の社屋の出入口付近に火炎びんを投げ付けた火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反事件（19年4月18日検挙）	1人
8月15日	山形	加藤紘一衆議院議員の靖国神社をめぐる発言をとらえ、同議員に抗議する目的で、同議員の実母宅に侵入し、放火した現住建造物等放火事件	1人
10月8日	神奈川	核兵器開発に転用可能な機器を不正輸出したとして、外為法違反で検挙された企業に抗議する目的で、同企業の社屋玄関に設置された自動ドアを損壊するなどした建造物損壊等事件	1人
10月12日	神奈川	上記企業に抗議する目的で、同企業の正門を街頭宣伝車で突入して損壊した器物損壊等事件	7人
11月8日	大阪	「談合を糾弾する」などとして大手企業ビル出入口に街頭宣伝車で突入して出入口自動ドア等を損壊した建造物損壊事件	1人

図4-15 「テロ、ゲリラ」事件の検挙状況（平成9～18年）



注：平成15年12月から16年1月にかけて検挙した「建國義勇軍国賊征伐隊」構成員らによる事件（検挙件数24件、検挙人員91人）については、すべて16年に計上



大手企業のビルに突入した街頭宣伝車

事例1

右翼団体幹部（65）は、18年8月、加藤紘一衆議院議員と作家が小泉首相（当時）の靖国神社参拝について対談した雑誌の記事を読み、同議員に抗議する目的で、同議員の実母宅に侵入して、室内にガソリンを撒いて放火し、同家屋等を全焼させた。同月、現住建造物等放火罪で逮捕した（山形）。

18年中の右翼による違法行為（右翼関係事件）の検挙件数及び検挙人員は、図4-16のとおりである。そのうち、右翼運動に伴う事件等の検挙状況は、次のとおりである。

< 右翼運動に伴って発生した事件（18年中） >
 検挙件数・・・159件（全検挙件数の9.4%）
 検挙人員・・・305人（全検挙人員の15.1%）

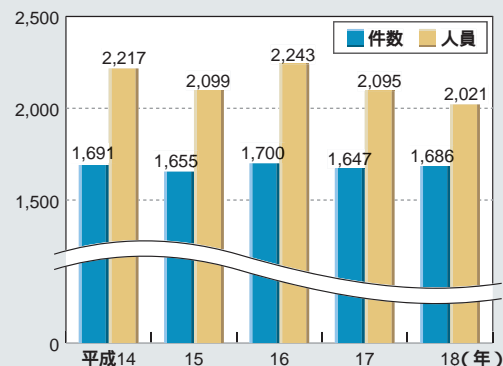
また、右翼関係事件のうち、道路交通法違反を除くすべての検挙罪種のうちで恐喝事件が最も多く、右翼による資金獲得活動の悪質性がうかがえる。

< 右翼による恐喝事件（18年中） >
 検挙件数・・・141件（全検挙件数の8.4%）
 検挙人員・・・269人（全検挙人員の13.3%）

さらに、右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、次のとおりであり、銃器の多くを暴力団を通じて入手しているものとみられる。

< 右翼及びその周辺者からの銃器押収状況 >
 18年中の押収・・・11丁（前年比7丁（38.9%）減）
 最近5年間の押収・・・153丁（暴力団と関係を有する者からの押収88丁（57.5%））

図4-16 右翼関係事件の検挙状況（平成14～18年）



事例2 右翼団体会長（65）ら22人は、16年1月から17年10月にかけて、電話帳から無作為に抽出した企業等に電話をかけ、右翼を名乗るなどして脅し、書籍販売等の名目で金融機関に現金を振り込ませ、脅し取るなどした。18年1月までに恐喝罪等で逮捕した（同年2月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的な犯罪処罰法」という。）違反（組織的な恐喝等）に訴因変更）。また、山口組傘下組織組長（60）らは、16年2月から17年9月にかけて、この恐喝によって得られた不法な収益であることを知りながら、同右翼団体会長らから現金を收受した。18年6月、組織的な犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で逮捕した（大阪、石川）。



（2）右翼対策の推進

「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧に向けた違法行為の検挙

警察は、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧を図るため、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪を中心に、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙に努めている。

街頭宣伝車対策の推進

警察では、右翼が街頭宣伝車を用いて行う活動のうち、市民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質なものについては、様々な法令を適用して徹底した取締りに努めている。

< 18年中の取締り状況 >

暴騒音条例に基づく停止・中止命令（111件）、勧告（194件）、立入り（60件）
 名誉毀損罪、恐喝罪、暴騒音条例違反等による検挙（58件、90人）



街頭宣伝車の取締り

9 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向等

革マル派の動向

革マル派^(注1)は、周囲に警戒心を抱かせないよう同派の活動であることを隠し、基幹産業の労働組合への浸透を図るなど、組織拡大に重点を置いた活動を行った。同派とJR東労組との関係性を採り上げた週刊誌の連載記事に対しては、同派の機関紙「解放」に批判記事を掲載し、また、JR東日本で発生した置き石等の列車妨害事件に関し、「アメリカ権力者とその意を受けた日本国家権力内謀略グループのフレームアップ」とするいわゆる権力謀略論を唱え、同派の特異な体質をうかがわせた。

こうした中、同派は、平成18年8月、東京都内で記者会見を行い、創始者である黒田寛一前議長(享年78歳)が6月に死亡したことを明らかにするとともに、植田琢磨議長が声明文を読み上げ、「同志黒田の思想を継承し血肉化し実践的に適用していく」ことを明らかにした。

また、組織の引締めを図るため、「解放」に、黒田前議長を追悼する論文や、黒田前議長が提唱した理論の継承と組織の強化を訴える論文を掲載したほか、同年10月には、黒田前議長を追悼する集会を開催し、植田議長らが、黒田前議長の遺志の継承及び組織の強化を訴えた。

中核派の動向

中核派は、18年中、憲法改正阻止を最重点課題に掲げ、労働組合の中に活動家や同調者を増やす活動に力を注いだ。同派は、自らが主導する「百万人署名運動」において「9条を変えるな!」をスローガンに、街頭署名や労働組合の事務所訪問等の活動に取り組んだ。また、国旗の掲揚や国歌の斉唱に反対し、高等学校の卒業式及び入学式での不起立を呼び掛けるピラを配布したり、教育委員会へ申し入れるなどした。こうした取組みの成果を集約する集会として、同年11月、東京都内で約2,700人を集めて「全国労働者総決起集会」を開催した。



「全国労働者総決起集会」開催時のデモ

同派では、同年3月、関西地方委員会の最高幹部が独善的な組織運営等を理由に同派活動家から糾弾され、解任に追い込まれた。その後、この処理をめくり、内部対立が発生し、同派中央の幹部多数の除名、地方活動家の大量離党等の事態に発展した。

革労協の動向

革労協は、11年5月に主流派と反主流派に分裂して以降、互いに「解体」、「根絶」及び「報復」を主張して対立している。

主流派は、18年中、成田国際空港の暫定平行滑走路の北側への延伸工事に反対し、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ(以下「反対同盟」という。)が主催する集会やデモに活動家や同調者を動員するなどした。また、同年8月には、暫定平行滑走路を北側に延伸するための工事実施計画の変更許可申請を審査するため、国土交通省が開催した公聴会の会場周辺で、「反対意見を切り捨てる公聴会は中止せよ」などと訴えて、デモを行うとともに、同年9月、同派が指導する全学連^(注2)の全国大会を成田で開催し、デモを行った。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：正式名称を全日本学生自治会総連合という。

反主流派では、同年3月、同派の最高幹部の側近とみられていた活動家が、活動拠点である「赤砦社」から都内の病院に搬送され、その後死亡した。同派は、この活動家の死因を心臓麻痺であるとし、傷害致死容疑で「赤砦社」を捜索した警察を批判する追悼文を同派の機関紙「解放」に掲載することで、組織の動揺を抑えようとした。また、同派は、19年2月、在日米軍キャンプ座間に向け、飛翔弾を発射するゲリラ事件を引き起こし、報道機関に犯行を認める声明を郵送した。

成田闘争

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、17年8月の暫定平行滑走路の北側への延伸決定を踏まえ、航空法に定める手続を経て、18年9月、暫定平行滑走路の北側延伸工事を開始した。また、反対同盟員が賃借している農地により、暫定平行滑走路の西側誘導路が曲折し、航空機の運航に支障が生じている事態を解消するため、農地法に基づき、農地の賃貸借解約の手続を行い、千葉県知事の許可を得た。



成田国際空港暫定平行滑走路
（空港南側から撮影）

空港会社等のこうした動きに対し、中核派、革労協主流派等が支援する反対同盟は、「北延伸弾劾」を主張してその工事の着工に反対し、デモを行った。また、農地の賃貸借解約の許可決定や、新誘導路の建設に伴い東峰地区の樹林の約半分が伐採されることに対しても、10月の全国総決起集会で「満身の怒りを込めて弾劾し、敢然と農地を守り工事を粉碎する」として反発を強めた。

（2）諸対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査を徹底するとともに、非公然アジトを摘発するため、マンション等に対するローラーを積極的に進め、ポスター等を活用して国民からの広範な情報提供を促すなどして、極左暴力集団に対する情報収集を強化している。

こういった諸対策を推進することにより、平成18年中は、主に次のような事件を検挙するなど、非公然活動家3人を含む76人の活動家を逮捕した。



過激派対策広報ポスター

表4-5 平成18年中の主な極左事件

検挙月日	発生都府	事件の概要	逮捕者数
1月6日 1月17日	大阪	大阪経済大学の構内において、無許可で掲出された立て看板を撤去していた大学職員を突き飛ばし、傷害を負わせた傷害及び暴力行為等処罰ニ関スル法律違反事件	9人（革マル派系全学連活動家等）
3月14日	東京	法政大学の構内において、無許可で掲出された立て看板を撤去していた大学職員の周囲を取り囲むなどして、正当な業務を妨害した威力業務妨害及び建造物侵入事件	延べ40人（中核派系全学連活動家等）
6月15日	東京	学外者の学内立入りを規制していた法政大学職員に体当たりするなどの暴行を加えた上、同大学構内に侵入した暴行及び建造物侵入事件	
6月19日	東京	ビラ配布の準備のため、法政大学構内に侵入し、警察官に体当たりするなどの暴行を加えた建造物侵入及び公務執行妨害事件	
11月29日	東京	立入禁止の警告・制止を無視し、ビラ配布の目的で、法政大学構内に侵入した建造物侵入事件	

10 警備実施

(1) 警衛・警護警備

警衛警備

天皇皇后両陛下は、平成18年中、第57回全国植樹祭(5月、岐阜県)、第61回国民体育大会(9月、兵庫県)、第26回全国豊かな海づくり大会(10月、佐賀県)への御臨席等のため行幸啓になった。

皇太子殿下は、同年中、第61回国民体育大会冬季大会(1月、北海道)への御臨席等のため行啓になった。



第26回全国豊かな海づくり大会御臨席等に伴う警衛警備

海外へは、天皇皇后両陛下が、我が国との外交関係樹立40周年に当たりシンガポールを、プミポン国王陛下即位60年記念式典御臨席のためタイ(6月、マレーシアお立ち寄りを含む。)をそれぞれ御訪問になった。このほか、皇太子殿下が第4回世界水フォーラム開会式御臨席等のためメキシコ(3月、カナダお立ち寄りを含む。)を御訪問になるなど皇族方が合計7回御訪問又は御旅行になった。

また、9月には秋篠宮同妃両殿下の第一男子として、^{ひさひと}悠仁親王殿下が御誕生になった。

このような情勢の中で、警察は、皇室と国民との間の親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

警護警備

小泉首相(当時)は、18年中、首脳会談出席等に伴うカナダ及びアメリカ訪問(6月)、サンクトペテルブルク・サミット出席等に伴うイスラエル、パレスチナ、ヨルダン及びロシア訪問(7月)、アジア欧州会合第6回首脳会合出席等に伴うフィンランド訪問(9月)等を行った。

また、安倍首相は、首脳会談出席等に伴う中国及び韓国訪問(10月)、アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席に伴うベトナム訪問(11月)等を行った。

国内においては、自由民主党総裁の任期満了に伴う総裁選挙が行われ、安倍晋三氏、麻生太郎氏、谷垣禎一氏が立候補し、全国10か所で開催されたブロック大会で討論会を行うとともに、4都道府県において街頭演説を行った。さらに、故橋本龍太郎元首相の内閣・自由民主党合同葬儀が8月8日、東京都内で行われ、国内外の要人が多数参列した。また、ピヤ・カメルーン大統領夫妻(4月)、ユドヨノ・インドネシア大統領夫妻(11月)、シン・インド首相夫妻(12月)等の外国要人が来日した。

警察では、テロ等の違法事案が懸念される厳しい情勢の下、的確な警護警備諸対策を推進して要人の身辺の安全を確保した。



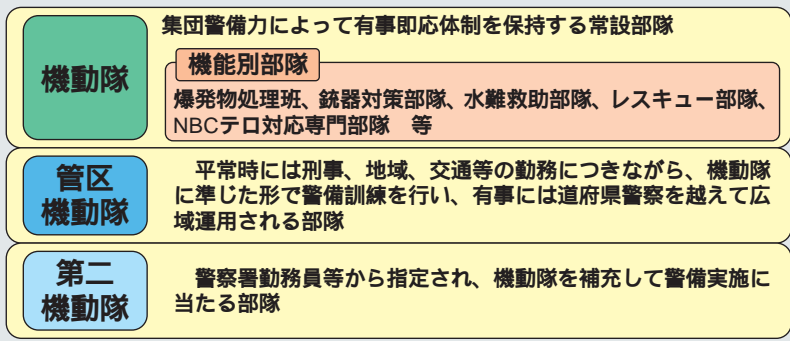
中国の歓迎式典に臨む
安倍首相(共同)

(2) 機動隊の活動

機動隊の種類と機能

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるよう機能別部隊が編成されている。

図4-17 機動隊の概要



機動隊の訓練

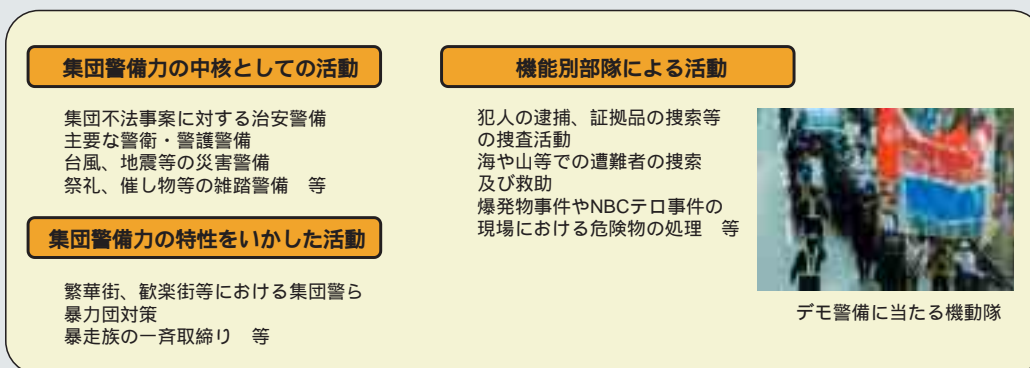


レスキュー部隊

機動隊の任務と活動

機動隊は、危機管理のための集団警備力の中核として、各種の警備に当たっている。また、機能別部隊は、その専門能力をいかした捜査活動や人命救助活動等に従事している。

図4-18 機動隊の活動



(3) 雑踏警備

警察では、雑踏事故の未然防止を図るため、あらかじめ、行事の主催者や施設の管理者等に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の雑踏警備を実施している。また、平成13年7月に兵庫県明石市で発生した雑踏事故の教訓を踏まえ、基本事項の再徹底、雑踏事故防止のための体制の確立に努めている。

図4-19 雑踏警備の流れ

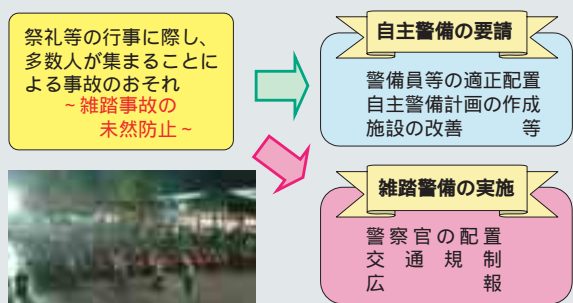


表4-6 雑踏警備実施の推移状況（平成14～18年）

区分	年次	14	15	16	17	18
人出(千人)		668,872	657,197	635,799	664,853	629,746
出動警察官(千人)		523	512	509	499	501

1 1 災害対策

(1) 自然災害と警察活動

平成18年中は、台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波により、死者55人、行方不明者3人、負傷者676人等の被害が発生した。14年から18年までの自然災害による主な被害状況は、表4-7のとおりである。

表4-7 自然災害による主な被害状況（平成14～18年。19年4月30日現在）

区分	年次	14	15	16	17	18
死者・行方不明者（人）		19	54	284	45	58
負傷者（人）		214	1,948	7,775	1,543	676
全壊又は半壊した住家（戸）		157	5,416	33,460	5,335	2,304
流失した住家（戸）		3	11	20	1	0
浸水した住家（戸）		16,089	18,931	167,713	26,113	15,850
損壊した道路（箇所）		618	911	11,716	2,253	1,197
崩れた山崖（箇所）		1,285	1,520	6,959	1,458	4,741

梅雨、台風等

18年中は、6月下旬及び7月中旬から下旬までの間、九州地方から関東地方にかけて、梅雨前線の活発化により大雨となり、多くの市町村で24時間雨量が観測開始以来最大を記録した。この大雨により、死者・行方不明者32人等の被害が発生した。

また、18年中は23個の台風が発生し、うち日本に2個が上陸し、10個が接近した。これらの台風により、死者・行方不明者10人等の被害が発生した。

さらに、18年11月7日、北海道佐呂間町において竜巻が発生し、死者9人、負傷者31人等の被害が発生した。

関係都道府県警察では、これら災害の発生に際し、災害警備本部等を設置して、被害情報の収集を行うとともに、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。警察庁では、災害警備連絡室を設置し、関連情報の収集や関係機関との連絡調整を行うなど必要な措置を講じた。

地震

18年中は、日向灘を震源とするマグニチュード5.5の地震、伊豆半島東方沖を震源とするマグニチュード4.5の地震、大分県西部を震源とするマグニチュード6.2の地震等が発生し、負傷者13人等の被害が発生した。また、19年3月には、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、死者1人、負傷者337人等の被害が発生した（19年5月30日現在）。

このほか、18年11月に発生した千島列島東方を震源とするマグニチュード7.9の地震に伴い、北海道太平洋沿岸東部及びオホーツク海沿岸に津波警報が発表されたが、この津波による人的被害はなかった。なお、三宅島では最大84センチメートルの津波を観測した。

関係道県警察では、これらの地震等の発生に伴い、総合警備本部等を設置して、所要の災害警備活動を実施した。警察庁では、災害警備本部を設置するなどして、必要な措置を講じた。



梅雨前線に伴う大雨による行方不明者の捜索に当たる警察官



佐呂間町における竜巻による行方不明者の捜索に当たる警察官

(2) 広域緊急援助隊の活動

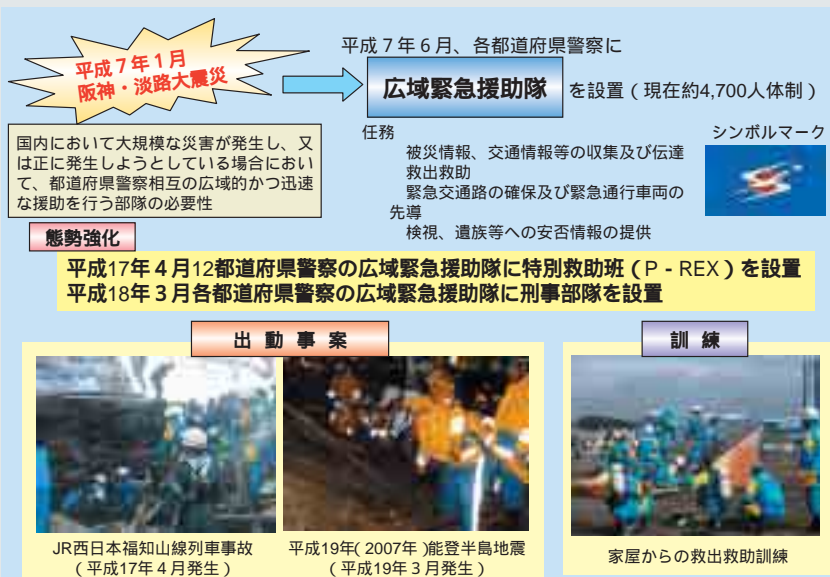
広域緊急援助隊の概要

広域緊急援助隊は、大規模災害に広域的かつ迅速に対応するため、各都道府県警察に設置された部隊であり、機動隊員、交通機動隊員等の中から指定された約4,700人の隊員により構成されている。

平成17年4月には、16年10月に発生した新潟県中越地震の教訓を踏まえ、極めて高度な救出救助能力を持つ特別救助班(P-REX)^(注1)が12都道府県警察^(注2)に設置されるとともに、18年3月には、迅速かつ的確な検視や遺族等への遺体の引渡し、安否情報の提供を行う刑事部隊が各都道府県警察に設置されるなど、広域緊急援助隊の態勢強化が図られている。

19年3月の能登半島沖を震源とする地震では、新潟、愛知、岐阜及び福井の各県警察から、延べ380人の広域緊急援助隊が石川県に派遣され、被災者の安否確認等に当たっており、各都道府県警察の災害対応の中核として活躍している。

図4-20 広域緊急援助隊の概要



特別救助班の活動

特別救助班は、約200人の要員で構成され、これまで、JR西日本福知山線列車事故（17年4月発生）JR東日本羽越線（特急）列車事故（同年12月発生）等に出動し、被災者の救出救助等に当たった。

特別救助班は、廃屋等を活用した実践的訓練、関係機関との合同訓練等を行い、救出救助能力の向上に努めている。



特別救助班のシンボルマーク



取り壊し予定の庁舎を活用して訓練を行う特別救助班等

注1：Police Team of Rescue Experts

注2：北海道、宮城、警視庁、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

12 サイバーテロ対策

平成18年には、島根県庁、日本銀行等のウェブサーバに対してサイバー攻撃が行われ、一時的にこれらの機関のウェブサイトへの接続が困難になるなど、重要インフラ^(注1)の基幹システムに対するサイバーテロ^(注2)の脅威が現実のものとなりつつある。

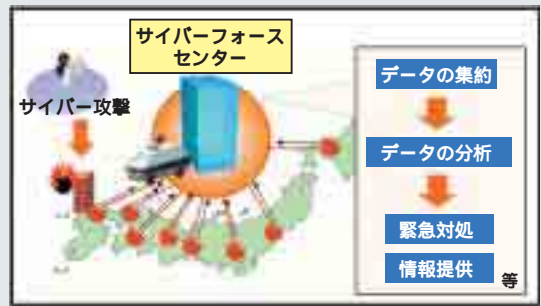
(1) サイバーテロ対策に係る態勢

警察庁では、警備、生活安全及び情報通信部門横断的なサイバーテロ対策推進室を設置して、サイバーテロ対策を推進している。

また、警察庁には、サイバーテロ対策の技術的中核としてサイバーフォースセンターが設置されており、24時間体制でボット^(注3)に感染したコンピュータの動向その他のサイバーテロの予兆を把握するための大規模かつ高度な情報システムを運用し、サイバーテロ事案の認知に当たっている。また、同センターはサイバーテロ発生時の緊急対処の技術的支援の拠点として機能しており、各管区警察局等に設置されたサイバーフォースを通じて都道府県警察への支援に当たっている。

都道府県警察には、同様に部門横断的なサイバーテロ対策プロジェクトが設置されており、サイバーフォースの技術的支援を受けつつ、官民連携した諸対策を推進している。

図4-21 サイバーフォースセンターの機能



(2) サイバーテロ対策に係る取組み

重要インフラ事業者等との連携強化

サイバーテロ対策プロジェクトでは、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行っているほか、サイバーテロ対策セミナー、サイバーテロ対策協議会等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行い、官民連携の強化に努めている。

インターネット利用者への情報提供

警察庁では、警察庁セキュリティポータルサイト「@police」(<http://www.cyberpolice.go.jp/>)を開設し、新たなコンピュータ・ウイルスや各種プログラムのぜい弱性をいち早く公開しているほか、インターネットの安全な利用方法について学習できる「@police セキュリティ講座」、サイバー攻撃等の発生状況等を一定時間ごとに自動的に集計・分析して表示する「インターネット定点観測」等を公開している。



サイバーテロ対策セミナー



「@police セキュリティ講座」

注1：情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）医療、水道、物流の各分野における社会基盤

注2：重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

注3：攻撃者の命令に基づき動作するプログラム